

感染防止認証ゴールドステッカー FAQ

令和5年3月16日時点

No.	質問	回答
1-1	感染防止認証ゴールドステッカーの目的はなんですか。	新型コロナウイルス感染症が長期化する中、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立をめざして、感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていく必要があります。このため、飲食店等における感染防止対策のさらなる促進や、府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設したものです。
1-2	ゴールドステッカーの認証を受けることのメリットはありますか。	店舗等の目立つところにゴールドステッカーを掲示していただくことで、当該店舗が感染症対策を実施していることをPRすることができるのと同時に、府民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知らせすることができると考えております。
1-3	飲食店以外もゴールドステッカーは申請できますか。	ゴールドステッカーについては、飲食店の営業許可を受けている事業者(但し、テイクアウト専用店やフードコート※等を除く)に対し、認証するものです。 ※ゴールドステッカー実施要綱上、フードコートは、各店舗において共有スペースの管理ができないため、対象外としていますが、施設管理者と各店舗が一体となって、感染防止対策に取り組むことにより、認証基準を全て満たす場合は、申請可能とします。なお、申請にあたっては、府HP「感染防止認証ゴールドステッカーについて(飲食店のみなさま)」の「申請する」ボタンを押下し、「飲食スペースを他店等と共有する飲食店の申し込みについて」をご確認ください。
1-4	ゴールドステッカーの認証店舗だということは何ページ上で公開されますか？	ゴールドステッカーの認証店舗につきましては、感染症対策を積極的に実施していただいている店舗として、府のHPに掲載させていただきます。 下記のURLにて掲載のリストの確認および検索システムによる検索が可能です。 【大阪府HP 感染防止認証ゴールドステッカーについて】 < https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-sticker-guest/index.html > 《条件検索システム》 < https://pref-osaka.viewer.kintoneapp.com/public/394b4c1dce4bc8f41f120dec9692cb59#/>/> 《地図検索システム》 <https://covid19-osaka-map.info/> ※「Internet Explorer」のブラウザには対応していません。
1-5	ゴールドステッカーは取り消すことができますか。	認証基準に該当していないことが判明した場合には、認証の取り消しを行います。 また、ゴールドステッカーの申請中である場合は、当該申請の却下を行います。
1-6	緊急事態措置やまん延防止等重点措置、時短要請等に従わないとどうなりますか。	法に基づく要請に従っていないことが判明した場合、ゴールドステッカー実施要綱第13条に基づき、認証の取り消しを行います。 ※法令遵守の同意のうえで、ゴールドステッカー認証の申請を行ってください。
1-7	ゴールドステッカーの有効期間はありますか。	認証日から1年後が有効期限です。 なお、令和5年2月28日付で実施要綱を改正し、これまでの「事業者からの申請による更新制度」から、「事業者から更新の辞退の申し出がないときは、有効期間を1年間延長する自動更新に変更しました。」
1-8	特措法に基づく要請等で「パーティションを設置する」等の記載が特にない場合、パーティションの設置が不要になったということか。	要請に従っていただいたうえで、下記の対応をお願いします。 認証店:ゴールドステッカー認証基準および業種別ガイドラインを遵守して下さい。 非認証店:業種別ガイドラインを遵守して下さい。

申請		
2-1	ゴールドステッカーの申請手続きは難しいのでしょうか。	各店舗において、認証基準にそった対策をとっていただき、満たしていることを確認し、パソコン・スマートフォン等で申請していただきます。申請書のほか、店舗における感染防止対策の状況写真等が必要となります。携帯電話で撮影した写真をそのまま貼り付けて、申請できるようにするなど、簡単な手続きで申請できるようにします。
2-2	申請には、何が必要でしょうか。	1. 申請書、2. 写真等(パーティション等の設置又は座席間隔(最低1メートル以上)がわかるもの、CO2センサーの設置状況、消毒液の設置、ポスター等の掲示状況)、3. コロナ対策リーダー宣誓書などです。
2-3	コロナ対策リーダー宣誓書とはどのようなものなのでしょうか。	各店舗において、コロナ対策リーダーを選任していただき、リーダーは、HP上に掲載している教材による研修を受講していただきます。宣誓書には、リーダーの役割を明記しており、様式等は別途、掲載いたします。
2-4	認証基準を全て満たさないと申請できないのでしょうか。	全て満たしていただく必要があります。(一部、カラオケ設備、接待を伴うもの、ダンスホールなど、店舗にない場合は、満たす必要はありません)
2-5	インターネットが使えない場合にどのように申請すればよいのでしょうか。	郵送による申請を受け付けております。詳しくはホームページに記載しておりますので、ご確認ください。
2-6	ネット環境がなく郵送による申請となる場合、申請書類はどこで入手できるのですか。	大阪府庁新別館南館1Fで入手いただけます。ご希望があれば感染防止宣言ステッカーの代行による発行(1枚につき印刷代30円)も実施いたします。 なお、感染防止宣言ステッカーの印刷代はお釣りのないようにお支払いをお願いします。
2-7	審査にはどれくらいの期間を要しますか。	標準的な処理期間を2週間としています。
2-8	店舗に来て調査されることがありますか。	認証に当たっては、店舗への実地調査を行います。登録後においても、感染防止対策の取組状況を確認するため、調査を行うことがあります。
2-9	現地確認は、事前に連絡はありますか。	新規認証の場合、書類審査が完了した段階で、現地調査のご案内メールをお送りします。メールに記載の現地調査予約システムによりご希望の日時及び時間帯をご指定下さい。予約いただいた時間帯の枠の中で店舗へお伺いします。(郵送申請の場合は、お電話でご連絡をさせていただきます。)
2-10	本申請時の現地確認は、どの程度、時間がかかりますか。	店舗の広さ等にもよりますが、20~30分程度を予定してます。

2-11	施設IDがわかりません。 ※一般	<p>不明な場合は、下記URLの「施設IDをお忘れの方はこちらから」よりお問い合わせください。(※ご登録済みのメールアドレスが利用可能であることが前提です) <https://smartcity-osaka.jp/tenant/forgot/id></p> <p>また、以下のURLにも施設IDの発行方法を掲載しております。 <https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-kansennbousi/index.html#sisetuid></p>
2-12	施設IDがわかりません。 ※青いステッカー番号が100000以下の方	<p>【施設IDを未取得の方】</p> <p>下記のURLの手順書に従い、「施設IDがわからない方へ」をご確認のもと、施設IDを発行してください。 <https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-kansennbousi/index.html></p> <p>【施設IDを取得済みの方】</p> <p>下記のURLで施設IDをご確認いただけます。(ご登録済みの利用可能なメールアドレスが必須です) <https://smartcity-osaka.jp/tenant/forgot/id></p> <p>※青いステッカーを大阪府庁の代行登録を利用して発行した方は、ゴールドステッカー等コールセンター(06-6131-6280)へお問い合わせください。</p>
2-13	施設IDがわかりません。 ※青いステッカー番号が100001以上の方	<p>下記のURLにアクセスし、施設IDをご確認いただけます。(ご登録済みの利用可能なメールアドレスが必須です) <https://smartcity-osaka.jp/tenant/forgot/id></p> <p>※青いステッカーを大阪府庁の代行登録を利用して発行した方は、ゴールドステッカー等コールセンター(06-6131-6280)へお問い合わせください。</p>
2-14	差し戻しになったらどうしたらいいですか。一から書類をそろえて申請しなおしですか。	<p>差し戻し時に、修正が必要な項目をメールに記載させていただきますので、その項目のみを修正いただき、再申請を行ってください。</p> <p>詳しくは <https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/41130/00000000/saisinseitezyun.pdf></p>
2-15	申請はどこから行えますか？	<p>感染防止認証ゴールドステッカーホームページより行っていただけます。府庁トップページのトップのスライドもしくは下段特設サイトメニュー「ゴールドステッカー及び感染防止宣言ステッカー」から手続きができます。</p> <p><https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-sticker-shop/index.html#C></p>
2-16	一つの青いステッカーに複数の施設IDを紐づけてゴールドステッカーを申請してしまいました。	<p>1つの青いステッカーに対し、1つの施設IDを連携させて申請してください。</p> <p>審査の過程で差し戻しになったり、最終的にゴールドステッカーをうまく発行できない原因となります。</p>

2-17	飲食スペースを他店等と共有する飲食店の申し込み方法等について詳しく知りたい。	<p>ゴールドステッカー実施要綱上、フードコートは、各店舗において共有スペースの管理ができないため、対象外としていますが、施設管理者と各店舗が一体となって、感染防止対策に取り組むことにより、認証基準を全て満たす場合は申請可能といたします。</p> <p>具体的には、次の手順で申請してください。</p> <p>①各店舗が申請書を作成のうえ、施設管理者が全店舗分の申請書を取りまとめ ※申込みフォームによる申請はできません。必ず、紙申請書で申請してください。（「郵送による申し込みについて」をご参照ください） ※各店舗は、認証基準の各項目のうち、該当する項目にチェックマークを記載してください。 ※施設管理者は、必ず、全店舗分の申請書を取りまとめてください。1店舗でも申請がない場合は対象となりません。</p> <p>②施設管理者が認証依頼書を作成のうえ、上記①の全店舗分の申請書と添付書類を大阪府へ提出 ※施設管理者は、認証基準遵守申立書において、該当する項目にチェックマークを記載してください。 ※各店舗と施設管理者の両者をあわせることにより、認証基準の全項目にチェックが入るようにしてください。1項目でもチェックがない場合は、対象となりません。</p> <p>③大阪府で審査のうえ、認証基準に適合している場合は認証 ※書類審査と現地調査等を行います。</p> <p>④ゴールドステッカー発行 ※ゴールドステッカーは各店舗ごとに発行します。</p>
これまでの感染防止宣言ステッカー（青色）との関係について		
3-1	これまでの感染防止宣言ステッカー（ブルー）との違いは何ですか。	「感染防止宣言ステッカー」は、業種別ガイドラインの遵守の状況を、事業者の自己申告をもとに、審査なしでステッカーを発行する仕組みです。「感染防止認証ゴールドステッカー」については、事業者からの申請に基づき府が審査を行ったうえで認証し、ゴールドステッカーを交付するものです。審査にあたっては、申請時の写真やチェックリストでの確認とともに、実際に店舗に訪問し、事業者の取組状況を確認することとしています。
3-2	ゴールドステッカーの申請にあたり、従来の感染防止宣言ステッカーの登録が必要ですか。	認証基準において、あらかじめ感染防止宣言ステッカーを登録していることが条件となっております。登録されていない場合は、先に感染防止宣言ステッカーの登録をお願いします。
3-3	ゴールドステッカーの認証と感染防止宣言ステッカーの登録について、2つのステッカーを同時に貼ることは可能ですか。	ゴールドステッカーのみを掲示してください。感染防止宣言ステッカーの掲示は不要ですので、取り外して保管しておいてください。
3-4	これまでの感染防止宣言ステッカー（青色）、今回のゴールドステッカーについて、ステッカー番号がそれぞれ変わるのですか。	番号は同じです
認証基準		
4-1	基準1 コロナ対策リーダーは複数人を置くことは可能ですか。	複数人を置くことは可能ですが、申請の際は、代表者1名のお名前申請いただくようお願いします。
4-2	基準2 消毒設備はどの程度の数必要ですか。	認証基準では、店内入口での設置を要件としておりますので、入口に1個以上、設置いただければ結構です。

4-3	<p>基準4 レジ等での対面接客時にアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽していますが今後はどうすればいいでしょうか。また、レジ等での対面接客時にコイントレイを使用していますが今後は使用する必要はないのでしょうか。</p>	<p>パーティション等の設置や、コイントレイ等の使用は必要はございませんが、そのままでも結構です。現金等受け渡し後は手指消毒を行ってください。</p>
4-4	<p>基準4.7.8.9. 不要になったパーティション等はどのように処分すればよいでしょうか。</p>	<p>各自治体が定める方法に従って処分してください。</p>
4-5	<p>基準7 テーブル間の相互に対人距離が最低1m以上確保となっているが、テーブルの距離なのか、人と人との間なのか、どちらですか。</p>	<p>人と人との間の距離です。</p>
4-6	<p>基準7 パーティションの高さについて、まん延防止等重点措置期間中は、床から140cmであったのに、今回は目を覆う高さとなっている。目を覆う高さにしなれば、認証してもらえないのでしょうか。</p>	<p>国の基準において、「目を覆う高さ」となっておりますので、ご理解ご協力をお願いします。</p>
4-7	<p>基準7,8,9 感染対策において、テーブル上のパーティションは撤去しても本当に大丈夫でしょうか。</p>	<p>対人距離が最低1m以上確保できる場合は、パーティション等を設置していただくかなくとも構いません。</p>
4-8	<p>基準7,8,9 ②「パーティション等を設置して遮蔽すること」から「パーティション等を設置して遮蔽できるようにすること」と表現が変わっていますが、どういう意味ですか。</p>	<p>パーティション等を設置する場合は常設を想定しておりますが、令和5年1月1日の変更により、例外のケースとして「日常的に接している少人数(4人を目安)の知人等の同一グループが同席する場合」を付け加えたことから、このような場合においてパーティション等を取り外すなどの運用も想定されたため、その点を踏まえて表現を修正しました。</p>
4-9	<p>基準8 テーブルの上にパーティション等が設置できないが、その場合は、どうすればよいですか。</p>	<p>対人距離が最低1m以上確保できるようにお願いします。</p>
4-10	<p>基準8 パーティション等が設置不可の場合、距離を開けるために席に×印を書くことは必須ですか。</p>	<p>座席の間隔を最低1m以上確保できるのであれば不要です。 座席の間隔を最低1m以上確保することが難しい場合は、距離が確保できるように椅子を外していただくことや、椅子に「×」印など、利用できないような明示をお願いします。</p>
4-11	<p>基準8,9 全てのテーブルやカウンターでパーティション等の設置は必要ですか。</p>	<p>最低1m以上の対人距離をとっていただくか、もしくは全てのテーブルまたはカウンターにパーティション等を設置できるようにしていただくようお願いします。</p> <p>なお、「パーティション等の設置」を選択された場合は、設置状態を通常としていただき、例外のケース(※)においてのみ取り外すようお願いします。(参照: FAQ4-8)</p> <p>※家族や日常的に接している少人数(4人を目安)の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が同席する場合</p>

4-12	基準8 丸テーブルの場合は、どのようにパーティション等を設置すればよいですか。	「十字」「キ字」にはなりません。座席の間隔を最低1m以上確保することが難しい場合は、お客さんお一人おひとりにアクリル板を設置していただくようお願いいたします。
4-13	基準8 二人掛けテーブルで、パーティション等の設置ができず、対角線上に座ることもできない場合、1人で利用してもらえないですか。	対人距離1mが確保できない場合は、1人での利用になります。
4-14	基準8 パーティション等の設置が出来ず、机を挟んで座る場合、対人距離が最低1m以上でよいのであれば、机の幅は1m以下でも問題ないのですか。	対人距離が1m以上とれていれば結構です。
4-15	基準8 最低1m以上確保できれば真正面に人が着座しても問題ないのでしょうか。	対人距離を1m以上確保できる場合は正面に着座していただいて問題ありません。また、その場合、パーティション等の設置は必要ございません。
4-16	基準8,9 日常的に接している知人等の少人数の同一グループにおける日常的とはどのような程度ですか。	毎日のように接しているという程度を想定しております。(会社の同僚や学校の友人等)
4-17	基準8,9 「家族」とはどこまでの範囲を言いますか。別居している祖父母なども入りますか。	感染対策の観点から、ここでいう「家族」は、生活を共にする「同居家族」を想定しております。
4-18	基準8,9 利用客が「日常的に接している知人等」に該当するかどうか等、どのように確認すればよいのでしょうか。	聞き取りのほか、ポスターなどを掲示し、来店者からの申出で確認することも想定しておりますが、最終的には店舗での判断をお願いします。
4-19	基準10 ビュッフェスタイルで料理を提供している店舗において利用者が料理を取り分ける際は使い捨て手袋を使用する必要はないのでしょうか。	手袋を着用いただく必要はございませんが、とりわけ用のトングや箸を共有する際は手指消毒を徹底してください。
4-20	基準16 DJブースやダンサーステージとダンスホールが隣接する場所の間隔はどの程度離す必要がありますか。	明確な基準はありませんが、互いに触れ合わない程度の間隔を設けてください。
4-21	基準16 ダンス等をするスペースと飲食をするスペースが明確に分かれていない場合は飲食物を提供してはいけないのでしょうか。	飛沫や汗がテーブル、皿、飲食物等にかからないように配慮いただいたうえで提供していただいてもかまいません。
4-22	基準18 「スマホ検査センター」の文言が消えています。スマホ検査センターは利用できなくなるのですか。	令和5年1月末に廃止しました。今後は抗原定性検査等をご利用ください。
4-23	基準23 CO2センサーはどの程度必要ですか。	最低1台の常備をお願いします。
4-24	基準23,24,25 換気を行う頻度の基準を教えてください。	必要な換気量確保のため窓開け換気等の換気対策が可能な店舗は、CO2センサーの数値が800ppmを超えた場合は換気を行っていただくことが望ましいです。

4-25	基準23,24,25 800ppmは何に基づいた数値ですか。	エアロゾルの生成率が高まる可能性があるスペース(歌唱、大声での会話、有酸素運動など)では、CO2濃度を800ppm未満に維持するのに十分な換気を確保することを目指す必要があるといわれており、専門家からの指摘等を踏まえ、1000ppm以下を維持するための目安として設けています。
4-26	基準24 建築物衛生法の対象施設とは、どのような施設ですか。	興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、旅館、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物で、特定用途に使用される延べ面積が3,000平方メートル以上を有するものです。 下記をご参照ください。 < https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/tokuteikentiku/tokkennitute.html >
4-27	基準26 湿度の管理における目安となる70%以下には根拠があるのでしょうか	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)において、相対湿度を40%以上70%以下保つ必要があることが明記されています。
4-28	基準27 ハンドドライヤー(エアータオル)は使用してもよいのでしょうか	清掃をこまめに行い衛生管理に努めたうえで使用してください。
4-29	基準28 適宜清掃とはどれくらいの頻度のことですか。	必要に応じて事業者様のご判断で適切に行っていただくようお願いいたします。
認証基準の変更関連		
5-1	現在、ゴールドステッカーを申請して審査中なのですが、不備があり修正依頼が来ています。 旧基準で不備扱いでも新基準を満たしていれば、その部分は修正せずに提出しても良いのでしょうか。	令和5年3月13日より認証基準が改定となり、審査中であっても新たな認証基準が適用となります。
5-2	既に認証店舗として営業していますが、改正された認証基準に合わせて店内表示等を変更しないとイケないのでしょうか。	国が提供する濃厚接触者通知アプリ関係や、新型コロナ追跡システムに係る掲示物につきましては、掲示を終了してください。
5-3	今回の認証基準改正にあたってワクチン検査パッケージ制度の登録に影響はありますか。	ワクチン検査パッケージ制度登録に必要となるゴールドステッカー認証に影響しますが、ワクチン検査パッケージ制度申請自体に影響はありません。
変更項目について		
6-1	基準6 「マスク会食の徹底」の項目が削除され、マスクの着用が個人の判断に委ねられるのであれば、利用者(客)や従業員にマスク着用を求めてはイケませんか？	事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者(客)または従業員にマスクの着用を求めることは許容されることとされています。 例) ・感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、 ・客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること、 ・マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること、等

6-2	<p>基準6 感染対策上または事業場の理由等により、利用者(客)に引き続きマスクの着用を求める場合において、諸事情によりマスクを着用出来ないお客さんが来店された場合はどのようにすればよいのでしょうか。</p>	<p>病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮してください。</p>
6-3	<p>基準14 カラオケを使用(歌唱)する際の対人距離やマスク着用はどのようにすればよいのでしょうか。</p>	<p>カラオケを使用する際には対人距離を最低1m確保してください。また、座席間隔についても十分な身体的距離を確保し、横並びで座るよう徹底してください。マスク着用については個人の判断に委ねることを基本とします(事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員へマスクの着用を求めることは許容されることとされています)。 ※FAQ6-1参照</p>
6-4	<p>基準15 接待を伴う飲食店は会話をする場合、マスク着用を徹底しなくてもよいのでしょうか。</p>	<p>マスク着用については個人の判断に委ねることを基本とします(事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員へマスクの着用を求めることは許容されることとされています)。 ※FAQ6-1参照</p>
6-5	<p>基準16 発声を伴うイベントではマスクを着用しなければならないのでしょうか。</p>	<p>発声を伴うか否かにかかわらず、マスク着用については個人の判断に委ねることを基本とします(事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員へマスクの着用を求めることは許容されることとされています)。 ※FAQ6-1参照</p>
削除項目		
7-1	<p>旧基準12 大声での会話を避けたり店内BGMの音量の低減は、不要になったということでしょうか。</p>	<p>認証基準上、特に定めはありません。</p>
7-2	<p>旧基準18 業務中、従業員はマスクをせず、大声を出しても良くなったのですか？</p>	<p>マスク着用については個人の判断に委ねることを基本とし、大声についても特に定めはありません。 ※事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員へマスクの着用を求めることは許容されることとされています(FAQ6-1参照)</p>
登録情報の変更		

8-1	ゴールドステッカー認証店で、申請上の登録情報を変更したい場合はどうしたらよいか。	<p>変更事項が生じた場合は下記をご参考にお手続きの上、その旨をゴールドステッカーコールセンター(06-6131-6280)へ申告していただくようお願いいたします。</p> <p>【新規申請が必要】※新旧の申込番号と変更箇所をコールセンターへお伝えください</p> <p>①現地確認含めてからの申請 ・移転による住所の変更 ・感染対策状況に関わる内装の変更 ・カラオケ設備やダンスホール等、認証時では不要であった認証基準に新たに変わるような業態変更</p> <p>②現地確認のみ不要 ・事業者名の変更</p> <p>【新規申請不要】※認証済みの申込番号(加えて、屋号変更の場合は新たなステッカー番号と施設ID)をコールセンターへお伝えください ・屋号の変更(感染防止宣言ステッカーを取り直す) ・上記項目以外の変更</p>
8-2	ホームページの認証店の地図検索システム上で表示される店舗情報(店名・住所・店舗URL)を変更したいのですが。	<p>下記URLから、該当店舗付近の地図を表示してください。</p> <p><https://covid19-osaka-map.info/> ※「Internet Explorer」のブラウザには対応していません。 ※位置情報の使用を許可しない状態でサイトにアクセスすると、大阪府庁新別館周辺のエリアが表示されます。</p> <p>該当店舗のアイコンをクリックすると、表示される「店舗情報変更依頼」から、変更依頼フォームへ移動し、ゴールドステッカー申込番号を入力の上、変更依頼を行ってください。</p>
ワクチン検査パッケージ/対象者全員検査		
9-1	ワクチン検査パッケージとは何ですか。	<p>HP「ワクチン・検査パッケージ制度について」をご参照ください。</p> <p><https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/vtp/index.html></p>
9-2	対象者全員検査とは何ですか。	<p>HP「対象者全員検査について」をご参照ください。</p> <p><https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/zeninkensa/index.html></p>
9-3	ワクチン検査パッケージ制度/対象者全員検査の登録店舗は検索できますか。	<p>下記のURLに掲載のリストおよび検索システムにて検索可能です。</p> <p>【大阪府HP 飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ制度」及び「対象者全員検査」の登録について】 <https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/vtp/vtp_insyoku.html#itiran></p> <p>《検索システム》 <https://pref-osaka.viewer.kintoneapp.com/public/879dd55f1efe7e4b0213ea3fd0982cea#/></p>

認証制度の廃止

10-1	ゴールドステッカーはいつまで継続するのでしょうか。	令和5年5月8日付での廃止を予定しております。
10-2	ゴールドステッカー廃止に伴い、何かやるべき手続きはありますか？	ゴールドステッカー廃止に伴う手続き等は特にありませんが、廃止後は速やかにステッカーを取り外していただくようお願いします。
10-3	ゴールドステッカーの制度廃止後もステッカーを掲示し続けることは可能でしょうか。	制度廃止後については、府民の皆様の誤解を招く可能性もあるため、ステッカーは取り外していただきますようお願いいたします。
10-4	ゴールドステッカーの制度廃止後は認証基準に添った感染対策までは不要、ということでしょうか。	制度廃止後については、個人及び事業者は、自主的な感染対策に取り組むこととされています。
10-5	ステッカー記載の有効期限がゴールドステッカー廃止日(令和5年5月8日予定)以降である場合、認証店としての効力はその後も継続するのでしょうか。	ゴールドステッカー制度廃止後は認証店としての効力もなくなります。制度廃止後は速やかにステッカーを取り外していただくようお願いします。
10-6	ゴールドステッカーをこれから申し込みたいのですが、新規申請はいつまで可能ですか？	制度が廃止されるまでは受け付けておりますが、審査に要する標準的な処理期間を2週間としています。その点を踏まえて申請のタイミングをご判断いただくようお願いします。
10-7	もうすぐ制度が廃止される予定であっても登録情報の変更(事業者変更など)や廃業をした場合は手続きが必要ですか	制度が継続しているうちはこれまで通り手続きをお願いします。ゴールドステッカーの問合せ窓口へご連絡ください。
その他		
11-1	大阪府が発行するゴールドステッカーの数量に限りがあるのでしょうか。	ゴールドステッカーは、大阪府内に所在する、飲食店(但し、テイクアウト専用店やフードコート等を除く)を対象としています。数量の限定は、ございません。
11-2	ゴールドステッカーについて、拡大、縮小コピーして掲示したり、複数枚コピーして貼っても大丈夫ですか。また、白黒で掲示してもいいですか？	比率を変えなければ、拡大、縮小して掲示することは、大丈夫です。また、複数枚コピーして貼っていただくことも大丈夫です。白黒でもかまいません。

11-3	ホームページやSNSにステッカーを掲載してもいいですか。	広くPRしていただくことは構いません。
11-4	フードコート内の店舗ですが、申込番号がわかりません。	フードコートには現時点で申込番号がありません。他事業等で申込番号を求められた際は「0」と記載のうえ、「フードコート内の店舗であるため申込番号ない」旨をお伝えください。